

平成20年度京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画  
策定委員会－会議概要

1 日 時

平成20年7月28日（月） 午前10時から12時

2 場 所

京田辺市役所 403会議室

3 出席委員

岡本委員、河本委員、村上委員、藤澤委員、小森委員、服部委員、玉嶋委員  
小田委員、西村委員、林委員、吉崎委員、北川委員、山田委員、木下委員  
計 14名（順不同、敬称略）

4 内 容

(1) 委嘱状交付

市長から委嘱状を交付

(2) 市長あいさつ

(3) 委員・出席者紹介

(4) 委員長・副委員長選出

委員長に岡本委員、副委員長に小森委員との推薦があり、全会一致で承認された。

(5) 委員長あいさつ

## (6) 委員会の運営について

○事務局から、策定委員会について原則公開及び発言要旨をまとめた議事録をインターネット等で公開することについて審議を諮る。

【委員長】：只今事務局からありました策定委員会の運営について、何かご質問、ご意見はございませんか。

【委員】：傍聴席を設けるとなると、傍聴者が5名までと説明があったが、車椅子の人が5名来られた場合のスペースはあるのですか。

【事務局】：本日は日程が合わず、狭い会場となっていますが、今後は広い部屋を用意することになっております。

【委員長】：他に何かございますか。なければ次に移らせていただきます。

【事務局】：今後、本会議は原則公開とします。なお、議事録には委員の個人名は記載しないので、忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

【委員長】：委員会での発言等を文字化して、WEB上で公開する場合、事前に委員の方に確認をし、了承を得るべきではないですか。

【事務局】：各委員には議事録の公開前に確認のため文書をお送りさせていただきたいと思っております。文書を確認していただいて指摘等ございましたら、事務局までお申し付けいただければ訂正させていただいて掲載させていただきます。

【委員長】：わかりました。

## (7) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定について

○事務局から、アンケート調査の実施について説明を行う。

【事務局】：只今説明がありましたアンケート調査票について何かご質問、ご指摘等ございませんか。

【委員】：障害のある方を対象としていますが、対象はどのように考えられ

ているのですか。また、どのような規模になっているのですか。

【事務局】：市内の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方を対象に療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は悉皆、残りを身体障害者手帳所持者として、合計で2,000件を予定しています。

【委員】：アンケート調査しかしないのですか。聞き取り調査等は予定していないのですか。

【事務局】：事業所を対象としたヒアリング調査を実施したいと考えております。

【委員】：手帳所持者に限定していますが、精神障害の方で自立支援医療を受けている方は対象としないのですか。

【事務局】：ご指摘の通り、手帳がなくても障害福祉サービスを利用している方はいます。市としても対象者は把握できますが、中にはサービスを利用していることを家族に知られたくない方が多いということ、配慮し、今回の調査は手帳所持者に限定しています。

【委員】：プライバシーの面で配慮しなければいけないということはわかりますが、調査結果について、これまでの調査でもメンバー（調査件数）が足りず、実態と異なった結果が出たこともありました。正確な情報を知りたいため、調査によって、データと現実のギャップを埋るために何か対策はないでしょうか。

【事務局】：対策について、事務局において検討させていただきたいと思います。

【委員】：発達障害のある方について、アンケートではどのように把握するのですか。

【事務局】：現時点では、市で把握する資料はありません。アンケート調査では療育手帳と精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、かつ発達障害で手帳を持っている方というように絞らせていただきたいと思っております。市の福祉事務所とのかかわりのある児童は非常に少ないので現状です。また、発達障害の方の調査は難しい状況のため、市町村では対応が困難ではと考えております。

【委 員】：発達障害についての事例をよく聞きます。そのため、これから発達障害の方は増えていくだろうと予測されるので、専門的な立場から公的な支援を何かしていけないかなと思います。個人情報保護の問題もある中、どのように対応していくかが課題であると考えています。

【委 員】：調査対象者を手帳所持者のみとしたことで、正確なデータが得られるのかという思いがあります。その隙間を埋めるためにヒアリング等を活用してはどうでしょうか。制度の隙間にいる方、サービス供給体制の不足により、もれている方への対応を計画に盛りこんでいきたいと思っています。

【委員長】：調査時期はいつからですか。

【事務局】：8月中旬～9月上旬を目途に調査を開始していきたいと考えております。

【委員長】：調査票に対して、もし何かご意見があれば、事務局へ今週中を目途にお送りいただきたいと思います。アンケート調査に関しては以上とさせていただきます。

#### ○事務局から策定スケジュールについて説明を行う。

【事務局】：7月29日に第2期障害福祉計画に関する国の指針が示されます。それを受け、都道府県から8月6日に市町村へ示される予定であり、第2期の障害福祉計画の見直しを国の指針に基づいて進めていきます。10月末には府へ中間案報告をする必要があります。中間案策定のために、10月中に策定委員会で中間案の骨子を確認していただきたいと思います。

【委員長】：府も市町村計画の積み上げで計画を策定するので、このような厳しいスケジュールとなってしまうのでしょうか。

【事務局】：京都府の担当者の方がおっしゃっていたのは、京都府においてもパブリックコメントを実施したいとのことです。第1期の府の障害福祉計画は、内容的に数字の積上げとなっています。そこで、

第2期計画では目標指針等を定める予定となっているそうです。

そのため、市町村は前倒しで策定する必要があるので、このスケジュールでいかせていただきたいと思います。

【委員長】：タイトなスケジュールですが、積極的な協力をお願いしたいと思います。

#### ○事務局から第1期計画の実績と課題について説明を行う。

【委員長】：第1期障害福祉計画時に規定した見込み量と実績が乖離しています。一概に見込みが間違っていたとはいえないが、統計的な処理にはマイナス面はどうしてもあります。しっかり分析すべきであると思います。

【委員】：相談支援事業については、資料にある数値（注）ではないと思います。

実績と見込みの乖離については、前回の策定時に時間がない中でつくったことが原因ではないでしょうか。計画通りの数値でなくてもよいのではないかと思っています。もう一つは、精神障害の方が施設からあまり移動されていないということだったのですが、南山城北圏域では、退院促進事業がまだ設置されていないということもあるのではないかと思います。相談支援事業だけでは精神障害の方が地域へ移行するには十分な支援はできていないと思っています。府の退院促進事業は支援センターに委託してできればと思っています。

（注）委員からの指摘に基づき確認した結果、事務局配布資料に誤りがあることが判明しました。

【事務局】：第1期障害福祉計画の策定時において、委員からご指摘をいたしていた市役所の障害者雇用について、平成19年度において法定雇用率を達成しました。

【委員】：市役所の障害者の雇用について、除外職員数とは何ですか。

【事務局】：除外職員数の考え方につきましては、保健師等の専門職を除外職

員としています。

【委 員】：就労については、継続することが難しいということをよく聞きます。自立生活についても続かないのです。地域自立支援協議会が設置されたので、どうしたら暮らしていけるか、働いていけるかについて、もっと密に検討し、京田辺市の障害のある方たちが少しでも豊かな暮らしができればと思っています。

【委員長】：他になければ本日は終了とさせていただきます。

【事務局】：調査票は来週頭までにご意見、ご質問、ご不明な点等ございましたら、事務局までお願いしたいと思います。次回の策定委員会については、10月中旬を予定しており、内容は骨子案等の報告をさせていただきたいと思います。